

拡大で増税勢力に反撃を!

民商は中小業者の営業・暮らしを守る団体とアピール



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

4月の総会を終えて、新体制となった中部民商。5月の全商連・北商連総会の成功に向けて仲間ふやしに奮闘中です。4月は商工新聞・共済会・婦人部で増勢となりました。拡大数も昨年4月を上回っています。今月は総会開催の月です。引き続き仲間ふやしに奮闘して総会を迎えましょう。

**拡大チャレンジャーが増やす！
根本会長（南区支部）**

北見民商の拡大チャレンジャーカードを参考に、4月の定期総会で参加した役員・代議員にカードを配りました。「提案した自分が増やさなければ」との強い思いを秘めながら仲間ふやしの種まきを進め、5月初日に「会員拡大しました!」と嬉しいメールが事務所に入りました。5月も幸先の良いスタートです。



仲間ふやしにあなたの力を!

総会以降、拡大チャレンジャーカードを提出したチャレンジャーは5人です。

消費税増税等の悪政を食い止める大きな力は、私たちの仲間を増やす事が一番の近道です。

民商は、中小業者の営業と暮らしを守り発展させ、中小業者が主人公の社会を実現するために運動する団体です。

今こそすべての業者に民商との出会いを進めましょう。



収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません

確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』を提出するようにとの文書が税務署から送られてきたが、どう対応したらいいのか?」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会の衆参大蔵委員会(1984年3月)でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。第161国会・衆院財務金融委員会でも「収支内訳書の未提出をもってあたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいりたい」(国税庁次長)も答弁しています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり提出しないことでの罰則はありません。

国税通則法の改正による手続き等で文書が変わっており、多くの会員からも不安の問い合わせが寄せられています。

各支部会や班会などで、全商連発行の「自主計算パンフレット」等に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合みましょう。

「民商会費」「商工新聞代」納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。

合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願い致します。

宣伝カー募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

**☆ごぼう茶☆
販売してまゐ
1袋1,500円**

*事務所に置いてあります。
ぜひお買い求め下さい(残りわずか)